

# 石油コンビナート等特別防災区域の指定について

平成30年11月  
消防庁特殊災害室

# 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (平成30年8月31日公布(同日施行))

石油コンビナート等災害防止法は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われ地区を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、都道府県・市町村・特定事業者の相互の協力・連携により特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

## ＜改正内容＞

毎年4月1日現在の状況を調査をしており、その結果を踏まえ、「石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（平成30年政令第248号）」により、特別防災区域の新規指定や区域の変更等の所要の改正を行った。

- ① 東京国際空港地区（東京都）の新規指定
- ② 名古屋港臨海地区（愛知県）の拡張
- ③ 和歌山北部臨海北部地区（和歌山県）の拡張
- ④ 和歌山北部臨海南部地区（和歌山県）の縮小
- ⑤ 松山地区（愛媛県）の縮小

この改正により、現時点で33都道府県の84地区が、特別防災区域に指定されている。

# 東京国際空港地区（平成30年4月1日現在）

地区の石油の貯蔵・取扱量

99,113kℓ



118,303kℓ（平成31年12月）

特定事業所

三愛石油株式会社  
（第1種事業所）

地区のタンク数

8基



10基（平成31年12月）

最大タンク容量

9,860kℓ



赤枠が特別防災区域

東京国際空港

多摩川

※国土地理院の電子地形図を使用

三愛石油株式会社から提供